

唐代前期の皇帝冠服に関する一考察

—— 令と現實および令と國家禮典との關係を中心に ——

魏 星

はじめに

本稿は、唐代前期における皇帝の冠服をもっと具体的に考察するものである。それについて、『大唐六典』卷11 殿中省、尚衣局條に、

①凡天子之冕服十有三、一曰大裘冕、二曰袞冕、三曰鷩冕、四曰毳冕、五曰絺冕、六曰玄冕、七曰通天冠、八曰武弁、九曰弁服、十曰黑介幘、十一曰白紗帽、十二曰平巾幘、十三曰翼善冠。

凡そ天子の冕服十有三あり、一に曰く大裘冕、二に曰く袞冕、三に曰く鷩冕、四に曰く毳冕、五に曰く絺冕、六に曰く玄冕、七に曰く通天冠、八に曰く武弁、九に曰く弁服、十に曰く黒介幘、十一に曰く白紗帽、十二に曰く平巾幘、十三に曰く翼善冠なり。

とあり、その後、十三種類の冠服につき、それぞれの構成要素や用途などに關わる規定も列記されている。呉麗娛⁽¹⁾が指摘するように、『大唐六典』記載の衣服制度に關わる規定（皇帝着用冠服の關連規定も含まれている）は、開元衣服令の規定に依據し、また、後論でふれるように、開元年間より以前、白蛤も一時的に皇帝の冠服として令に載せられていた。本稿では、主にこの十四種類の皇帝冠服を研究対象とする。後掲の【表一】や【表二】に示されているように、これらの冠服は、皇帝が祭祀や儀禮などの場に出御する際に着用すべきものであり、いわゆる皇帝の公服である。

唐代前期の皇帝冠服について、個別の皇帝冠服についての研究は、これまで進められていたが⁽²⁾、十四種類の冠服を含む皇帝冠服に對する包括的検討は意外と少ない。例えば、仁井田陞は『唐令拾遺』において、『大唐開元禮』・『大唐六典』・『通典』・『舊唐書』および『新唐書』などの關連記事を手がかりに、皇帝冠服に關わる衣服令の規定を復原した⁽³⁾。その後、池田溫を編集代表とする『唐令拾遺補』では、『唐令拾遺』の復原案に訂補を加えている⁽⁴⁾。また原田淑人⁽⁵⁾・杉本正年⁽⁶⁾・周錫保⁽⁷⁾・孫機⁽⁸⁾は傳世文獻に引かれている衣服令の關連規定を手がかりに、十四種類の皇帝冠服、それぞれの構成要素や用途などに検討を加えた。そのうち、特に孫機の論考は傳世文獻のみなら

ず、出土の實物資料や圖像資料なども駆使しており、最も參考價值が高い⁽⁹⁾。

以上のように、唐代前期の皇帝冠服に對する包括的検討は、確かに一定の成果蓄積を得てはいるが、そのほとんどは令に載せられている皇帝冠服を中心とする研究である。しかし、後論でふれるように、現實には皇帝冠服の使用は必ずしも令の規定と完全に一致していない。また、國家によって編纂された禮典では、皇帝冠服に關わる着用規定があり、それは令規定との關連も認められるが、やはり獨自要素もある。そのため、唐代前期の皇帝冠服をより全體的に把握するには、令の規定のみならず、現實の冠服使用や國家禮典の關連規定なども研究の視野に入れる必要がある。そこで、本稿では唐代前期の皇帝冠服について、令規定と使用實態および禮典規定との關係をめぐって検討してみたい。

第一章では、唐代が最初に制定した武德令に記載された皇帝冠服の種類などについて検討する。續く第二章では、武德令が制定された以降、皇帝冠服の變遷（個別冠服の設置や廢止など）を整理した上で、この過程における皇帝冠服の令規定と使用實態との關係に検討を加える。第三章では、考察の視點を皇帝冠服に關わる禮典の規定に轉じ、それと令規定との關係をさぐってみたい。唐代前期において、國家による禮典の編纂は三回あり、その成果として編纂されたのは『貞觀禮』・『顯慶禮』と『開元禮』である。そのうち、『貞觀禮』と『顯慶禮』はすでに散失しているため、兩禮典の關聯規定を検討するには他の史料に頼るしかない。

一、武德令の皇帝冠服

唐代における衣服制の端緒について、『新唐書』卷24 車服志には、

②唐初受命、車・服皆因隋舊。武德四年（621）、始著車輿・衣服之令。

唐初めて命を受くるも、車・服は皆な隋の舊に因る。武德四年、始めて車輿・衣服の令を著す。

とある。隋末からの地方叛亂が續くなかで、令を制定する餘裕もなく、公的服制では隋の舊制が踏襲され、高祖武德四年の衣服令制定を契機に、唐の衣服制が整備されはじめたと言えよう。

衣服令は皇帝以下の者が着用すべき公的的衣服について規定する。武德衣服令記載の皇帝冠服の種類について、『唐令拾遺』の復原案は大裘冕・衮冕・鷩冕・毳冕・繡冕・玄冕・通天冠・武弁・弁服・黑介幘・白紗帽及び平巾幘の十三種類が含まれるとするが（これに對する『唐令拾遺補』の補訂はない）、それは下掲する『舊唐書』卷25 輿服志記事に見える「唐制」を武德令の制度と見ることによるものである⁽¹⁰⁾。即ち、

③唐制、天子衣服、有大裘之冕・衮冕・鷩冕・毳冕・繡冕・玄冕・通天冠・武弁・黑介幘・白紗帽・平巾幘・白紗、凡十二等。

唐制、天子の衣服は、大裘の冕・衮冕・鷩冕・毳冕・繡冕・玄冕・通天冠・武弁・黑介幘・白紗帽・平巾幘・白帟有り、凡そ十二等有り。

とある。しかし、『唐會要』卷31 輿服上には、

④武德四年七月定制、凡衣服之令、天子之服有十二等、大裘冕・衮冕・鷩冕・毳冕・繡冕・玄冕・通天冠・武弁・黑介幘・白紗帽・平巾幘・白帟是也。

武德四年七月に制を定め、凡そ衣服の令、天子の服十二等有り、大裘冕・衮冕・鷩冕・毳冕・繡冕・玄冕・通天冠・武弁・黑介幘・白紗帽・平巾幘・白帟、是れなり。

とあり、これによれば、武德衣服令には、十二種類の皇帝冠服があり、弁服は存在しない。また、『通典』卷61 禮典二十（君臣服章制度）および『舊唐書』卷25 輿服志には、皇帝冠服の種類と數量を史料④と同じくする記事も見られる。現存の史料では、皇帝弁服の設置時点については確認できなく、また史料③が武德衣服令に基づく記事であることを示す積極的證據も特に見当たらない。このことを勘案すれば、現段階では武德令に記されていた皇帝冠服は、史料④に見える十二種類の冠服があり、弁服は武德令が制定された後に新設された冠服と見るのが適切であろう。

本章では、武德令の皇帝冠服について検討してきた。唐王朝が成立してまもなく制定された武德令では、皇帝が着用すべき冠服についても規定されていた。現時点では武德令の皇帝冠服は、『唐會要』に記されているように十二種類であったと指摘した。次章でふれるように、唐代前期に、實際の皇帝冠服着用は大きな変化を見せた。では、この時期において、現實の皇帝冠服は令の規定通りに使用されるのか、次章で検討したい。

二、現實と令の皇帝冠服

（一）現實における皇帝冠服

本節では、まず時代順に現實における皇帝冠服の動向について整理したい。

1、高祖期

まず、『舊唐書』卷77 閻立德傳には、以下の記事が見える。

⑤武德中、（閻立德）累除尚衣奉御。立德所造衮冕・大裘等六服並腰輿・傘扇、咸依典式、時人稱之。

武德中、（閻立德）は累ねて尚衣奉御に除せらる。立德の造る所の衮冕・大裘等の六服並びに腰輿・傘扇は、咸な典式に依り、時人之を稱す。

とある。この記事によれば、武徳年間に於いて、大裘冕・衮冕などを含む六種類の冠服は、尚衣奉御の閻立德に「典式」に依據して製作された。尚衣奉御は、専ら皇帝の冠服を掌る職官であり⁽¹¹⁾、また、大裘冕は皇帝のみ着用できる冠服であることから、ここで言う「六服」は、正しく皇帝のそれを指すのであろう。閻立德は、武徳の初期に秦王（李世民）府の士曹參軍に勤めており、李世民に従って洛陽を攻め落とした後、尚衣奉御へ轉任した⁽¹²⁾。李世民は、武徳四年六月に洛陽を攻略して同年の七月に都に歸還したので⁽¹³⁾、閻立德の尚衣奉御轉任は、それ以降のことであろう。武徳衣服令の制定は、武徳四年七月にあり（史料④）、時系列から、閻立德が依據した「典式」には衣服令が含まれる可能性もある。

2、太宗期

續く太宗期では、翼善冠が皇帝冠服の一種類として新設されたことが特に注目すべき動向である。

⑥太宗又制翼善冠。朔望視朝、以常服及帛練裙襦通著之。若服袴褶、又與平巾幘通用。著於令。（『舊唐書』卷25輿服志）

太宗は又た翼善冠を制む。朔望の視朝、常服及び帛練裙襦を以て通じて之を着る。若し袴褶を服すれば、又た平巾幘と通じて用いる。令に著く。

⑦（貞觀八年（634）五月）丁丑、上初服翼善冠、貴臣服進德冠。（『舊唐書』卷3太宗本紀下）

（貞觀八年五月）丁丑、上は初めて翼善冠を着て、貴臣は進德冠を着る。

⑧太宗嘗以幘頭起於後周、便武事者也。方天下偃兵、採古制爲翼善冠、自服之。（中略）。自是元日・冬至・朔望視朝、服翼善冠、衣白練裙襦。常服則有袴褶與平巾幘、通用翼善冠。（『新唐書』卷24車服志）

太宗は嘗て幘頭後周に起こるを以て、武事に便なる者なり。方に天下偃兵にして、古制を採り翼善冠と爲し、自ら之を着る。（中略）。これより元日・冬至・朔望の視朝は、翼善冠を着て、白練裙襦を衣る。常服則ち袴褶と平巾幘有り、通じて翼善冠を用う。

平和な時代の到來を背景に、太宗は「古制」を採擇して翼善冠を新しく採用し、貞觀八年五月より着用しはじめた。この冠は朔望視朝などの場で使用された。翼善冠とセットで着用する衣服として、常服や帛練裙襦（史料⑧では「白練裙襦」に作る）が擧げられ、皇帝の冠服として令に記された。また史料⑧によれば、翼善冠は皇帝のみが着用できる冠服であり（「自服之」）、皇帝の身分を表す身分標識として機能した。

3、高宗期

高宗期は、皇帝冠服について大きな展開を見せた時期である。まず、以下二つの奏議を見てみ

よう。

⑨顯慶元年（656）九月、太尉長孫無忌與修禮官等奏曰、「准武德初撰衣服令、天子祀天地、服大裘冕。（中略）。今請憲章故實、郊祀天地、皆服袞冕、其大裘請停、仍改禮令。又檢新禮、皇帝祭社稷服繡冕、四旒、三章。祭日月服玄冕、三旒、無章。謹按令文、是四品・五品之服、此三公亞獻、皆服袞衣、孤卿助祭、服毳及鷩、斯乃乘輿章數同於大夫、君少臣多、殊爲不可。（中略）。今新禮親祭日月、仍服五品之服、臨事施行、極不穩便。請遵歷代故實、諸祭並用袞冕。」制可之。（『舊唐書』卷25 輿服志）

顯慶元年九月、太尉の長孫無忌と修禮官らと奏して曰く、「武德初撰の衣服令に准り、天子天地を祀るに、大裘冕を服る。（中略）。今請うらくは故實に憲章し、天地を郊祀するに、皆な袞冕を服て、其れ大裘を停め、仍お禮令を改めんこと請う。又た新禮を検するに、皇帝社稷を祭するに繡冕を服て、四旒、三章。日月を祭するに玄冕を服て、三旒、無章。謹んで令文を按ずるに、是れ四品・五品の服なり。此れ三公亞獻するに、皆な袞衣を服て、孤卿助祭するに、毳及び鷩を服るれば、斯れ乃ち乘輿の章數は大夫と同じ、君少く臣多しきは、殊に不可と爲す。（中略）。今、新禮に親ら日月を祭るに、仍お五品の服を服るは、事に臨み施行するに、極めて穩便ならず。請うて歷代の故實に遵い、諸祭に並びに袞冕を用いよ」と。制して之を可とす。

⑩無忌等又奏曰、「皇帝爲諸臣及五服親舉哀、依禮著素服。今令乃云白蛤、禮令乖舛、須歸一塗。且白蛤出自近代、事非稽古、雖著令文、不可行用。請改從素服、以會禮文」。制從之。（『舊唐書』卷25 輿服志）

無忌ら又た奏して曰く、「皇帝、諸臣及び五服親の爲に哀を舉ぐるに、禮に依りて素服を着るも、今令は乃ち白蛤と云えば、禮令乖舛し、須らく一塗に歸すべし。且つ白蛤は近代より出づれば、事は稽古に非らず、令文に著くと雖えども、行用すべからず。請うらくは改めて素服に従い、以て禮文に會わせんことをと」。制して之に従う。

これらはともに長孫無忌らが皇帝の使用すべき冠服について上奏したものである。兩奏議が裁可された結果、

⑪自是鷩冕已下、乘輿更不服之、白蛤遂廢、而令文因循、竟不改削。（『舊唐書』卷25 輿服志）

是れより鷩冕已下は、乘輿更に之を服せず、白蛤は遂に廢せられたり、而るに令文は因循して、竟に改削せず。

となった。即ち、皇帝冠服の使用について、(1) 大裘冕について、武德令の規定では、皇帝が天地の祭祀に出御する際、大裘冕を着用すべきであるとされている。この時、長孫無忌らは「故實」

により袞冕に改めて、大裘冕を廢止するよう提議している⁽¹⁴⁾。但し、後に武則天や中宗らが天地の祭祀に出御する際に大裘冕を着用する事例も見えるので⁽¹⁵⁾、完全に廢止されたわけではなかった。

(2) 閻步克が指摘したように、皇帝と臣下（助祭者）は祭祀儀禮に出る際には冕服を着用すべきであるが、それぞれ違う着用規則に従っている。皇帝は、祭祀対象により異なる種類の冕服を着用するのに對し、助祭臣は、祭祀対象を問わず、その官品に應じた特定の冕服を着用する⁽¹⁶⁾。このことは、史料⑨に言及されているように、「新禮」即ち『貞觀禮』⁽¹⁷⁾で皇帝が自ら日月を祭る場合でも、五品の官人と同じく玄冕を着用するようになった原因でもあり、「臨事施行、極不穩便」とあるように、深刻な問題と見なされていた。この問題の解決策として出されたのは、「諸祭並用袞冕」、つまり皇帝は、出御する祭祀儀禮と關係なく、いずれも袞冕を着用するという案である。この措置から、その後に皇帝冠服として、使用されなくなった「鷩冕已下」には、鷩冕・鷮冕・繡冕および玄冕の四つの祭祀に用いられる祭服が含まれていたと考えられよう。現存史料では、顯慶元年以降に皇帝が四つの祭服を着用した形跡は確認できない。

(3) 禮の規定は、皇帝は諸臣及び五服親のために舉哀する際、素服を着用すべきとあるにもかかわらず、令では白蛤を着用すべきと規定されている。「白蛤出自近代、事非稽古」を理由に、長孫無忌らは素服に改めるように提議した。その結果、白蛤が皇帝冠服として廢止された（史料⑩）。

4. 玄宗期

武周期およびその後の中宗・睿宗期においては、皇帝冠服に關わる著しい變化は特に確認できない。そこで本項では、玄宗期の情況について検討したい。

まず開元十一年（723）に、皇帝が祭天儀禮に出御する際、どの冕服を着用すべきかについて、中書令張説は以下の奏議を上奏した。即ち、

⑫中書令張説又奏稱、准令、皇帝祭昊天上帝、服大裘之冕。（中略）。^{ママ}明慶年修禮、改用袞冕、事出郊特牲、取其文也。自則天已來用之。若遵古制、則應用大裘、若便於時、則袞冕爲美。（『舊唐書』卷25 輿服志）

中書令の張説又た奏して稱すらく、令に准れば、皇帝昊天上帝を祭るに、大裘の冕を服る。（中略）。明慶年禮を修むるに、改めて袞冕を用い、事は郊特牲に出で、其の文を取るなり。則天より已來之を用う。若し古制に遵えば、則ち應に大裘を用うべきなり、若し時に便なれば、則ち袞冕を美と爲す。

とある。奏議が上奏した後のこととして、『舊唐書』卷25 輿服志には、

⑬令所司造二冕呈進、上以大裘樸略、冕又無旒、既不可通用於寒暑、乃廢不用之。

所司をして二冕を造り呈進せしめ、上、大裘は樸略にして、冕又また旒無く、既に通じて寒

暑に用うべからざることを以て、乃ち廢して之を用いず。

とある。結果として、玄宗は外觀（「樸略」）や實用性（「不可通用於寒暑」）などの缺陷を理由に、大裘冕の廢止を決定した。史料⑬の續きとして、『舊唐書』卷25 輿服志に、

⑭自是元正朝會依禮令用衮冕及通天冠、大祭祀依郊特性亦用衮冕、自餘諸服、雖在於令文、不復施用。（開元）十七年（729）、朝拜五陵、但素服而已。朔望常朝、亦用常服、其翼善冠亦廢。是れより元正朝會は禮令に依りて衮冕及び通天冠を用い、大祭祀は郊特性に依りて亦た衮冕を用い、自餘諸服、令文に在ると雖ども、復た施用せざるなり。（開元）十七年、五陵に朝拜するに、但だ素服のみ。朔望常朝も、亦た常服を用い、其れ翼善冠も亦た廢す。

とある。史料⑭の前半から、孫機は開元年間以降、皇帝冠服のうち、衮冕・通天冠および常服を除けば、他の冠服は備えてありながらも、実際には使われなくなったと指摘している⁽¹⁸⁾。この指摘に對し、筆者も基本的に従う。現存史料の確認できる範囲で言えば、開元年間より廢止された皇帝冠服には、少なくとも大裘冕（開元十一年、史料⑬参照）・翼善冠および弁服など（開元十七年（729））がある⁽¹⁹⁾。

本節では四項にわたって唐代前期における皇帝冠服の動向について概観してきた。この時期において、新しく設置された冠服も存在するが、廢止された冠服の数がむしろ多く、現實には皇帝冠服の使用は著しい變化を見せたと言える。とすれば、現實の皇帝冠服は令規定のそれとの間にいかなる關係を持つのか。次節で検討する。

（二）現實と令規定との關係

武德令が制定された後、現實では皇帝冠服が武德令に依據して製作された可能性は、前節で既に指摘した。このことは令規定と現實を關聯させる意圖が窺えよう。

太宗期の貞觀八年に至り、翼善冠は皇帝冠服の一種類として新設された。それと同時に、前掲した史料⑥の「著於令」という語に示されているように、翼善冠も、令に載せられていた。現實の冠服設置は、新設冠服の著令とほぼ同時に行われた。このことから、朝廷が現實の皇帝冠服と令規定のそれと一致させようとする意圖を持っていたことがわかる。

しかし、兩者の關係は、おそくとも高宗の顯慶元年以降、乖離するようになった。前にも觸れたように、顯慶元年に長孫無忌らは、皇帝冠服の使用について二つの奏議を上奏した（史料⑨及び史料⑩）。兩奏議が裁可された結果として、皇帝は、各祭祀に出御する際に衮冕を着用し、「驚冕已下」（驚冕・毳冕・繡冕および玄冕が含まれる）及び白紵などは、現實では使用されなくなったが、「令文因循、竟不改削」（史料⑪）とあるように、これらの冠服に關わる令の規定は、そのまま殘され、削除されなかった。

玄宗の開元年間になると、大裘冕・翼善冠および弁服なども廢止され、現實には使用されなく

なった皇帝冠服の種類はより多くなった。史料⑭に記されているように、衮冕・通天冠などの冠服を除けば、ほかの冠服は、令に記載されてはいるが、実際には使用されなくなった。このように、顯慶元年より顕在化した、現實の皇帝冠服の使用とそれに關わる令規定との乖離傾向は、開元年間以降、一段と深刻化になったと考えられる。

三、官修禮典の皇帝冠服

唐代前期において、國家による禮典編纂は、三度にわたって行われた。その成果として纂定されたのは、『貞觀禮』・『顯慶禮』および『開元禮』である。禮典は儀註の性格を持つものであり⁽²⁰⁾、そこには、儀式次第のほか、各儀式の参加者それぞれの着用すべき冠服についても言及されている。では、皇帝冠服の着用について諸禮典の規定と令規定との間にいかなる關係を持つのであろうか。

(一)『貞觀禮』と『顯慶禮』の皇帝冠服

『貞觀禮』と『顯慶禮』は、すでに散失しているため、皇帝冠服使用に關わる兩禮典の關連規定を全體的に検討するのは、ほとんど不可能である。幸いに、前掲長孫無忌らの二つの奏議（史料⑨及び史料⑩）はこのことを考察するのに重要な手がかりを與えてくれる。

史料⑨では、上奏した者について「太尉長孫無忌與修禮官等」と記されているが、『唐會要』卷31 輿服上では、「修禮官臣無忌・志寧・敬宗等言」となっている。長孫無忌・于志寧・許敬宗は『顯慶禮』の編修者である⁽²¹⁾。つまり、二つの奏議は長孫無忌らが『顯慶禮』修禮官の名義で上奏したものと考えられる。『顯慶禮』は永徽二年（651）から編纂が始まり、顯慶三年（658）に完成し奏上された⁽²²⁾。顯慶元年に奉られた二つの奏議は『顯慶禮』の編纂作業中に意識された禮典關連の問題に對し、長孫無忌らが意見を述べ、皇帝の裁定を求めたものと見るべきであろう⁽²³⁾。

二つ目の奏議（史料⑩）には、「皇帝爲諸臣及五服親舉哀、依禮著素服。今令乃云白衾、禮令乖舛、須歸一塗」という記事が見えるが。この「禮」とは具體的に何を指すのであろう。『唐會要』卷37 五禮篇目によれば、『顯慶禮』の編纂は、『貞觀禮』が「未備」とされることを契機に行われた⁽²⁴⁾。内容から、二つの奏議は『顯慶禮』の編纂中、修禮官に務める長孫無忌らが『貞觀禮』の皇帝冠服に關わる規定について、問題點を指摘し、その解決策を提出するために上奏したものと考えられるので、二つ目の奏議に見える「禮」が『貞觀禮』を指すと理解すべきであろう。

皇帝は、諸臣及び五服親のために舉哀する際、『貞觀禮』の規定によれば、素服を着用すべきであるが、令では白衾を着用すべきであると規定されていた。禮と令の規定は一致せず、「禮令乖舛」は深刻な問題であった。この問題の解決策として出されたのは、「白衾出自近代、事非稽古、雖著令文、不可行用。請改從素服、以會禮文」つまり、現實では白衾ではなく、禮文の規定により素服を着用することであったが、その結果、令と禮の規定内容が一致するように改訂されたか否かは明らかではない。

『顯慶禮』は「増損舊禮、並與令式參會改定」（『舊唐書』卷21 禮儀志一）とあるように、令・式の規定を参照して、舊禮を増損して編纂したものである。また『顯慶禮』には令・式の規定が引かれている（『新唐書』卷11 禮樂志一）。これらのことから、禮と令の規定を一致させようとする『顯慶禮』修禮官の意圖を窺うことができる。

また、史料⑨の前半で、長孫無忌らは皇帝が天地祭祀に出御する際に着用する冠服を大裘冕から袞冕に改め、それに合わせて禮および令の規定を改めるように提議している（「仍改禮令」）。禮と令を同時に改めるという主張には、禮と令の規定を一致させようとする修禮官の意圖を窺うことができる。奏議が裁可されたことから、彼らの意圖が『顯慶禮』において具現されたと推測される。

以上、『顯慶禮』の修禮官であった長孫無忌らが顯慶元年に上奏した二つの奏議を手がかりに、『貞觀禮』および『顯慶禮』の皇帝冠服の使用規定について考察し、以下のことを指摘した。即ち、『貞觀禮』の皇帝冠服の着用規定は令の規定と乖離している点があった。このことは『顯慶禮』の修禮官により深刻な問題と認識された。『顯慶禮』の編纂過程で、禮と令の規定を一致させることを求める提議がなされ、『顯慶禮』に反映されたと推測される。では、この傾向はその後編纂された『開元禮』でも踏襲されたのか。次節で検討したい。

（二）『開元禮』の皇帝冠服

『開元禮』150巻は開元十四年（726）に編纂が開始され、同二十年（732）に完成し奏上され、全本が今に傳わる。その内容は巻1～巻3の序例と巻4以降の五禮儀註部の二つ部分に分けられる。前者は儀禮に關わる原則や、祭器・車輿・冠服等の各儀式に使用される道具の解説を中心とし、後者は儀式の儀式次第が詳細に記述されており、儀式の参加者の着用すべき冠服に關わる規定も見える。皇帝冠服の着用規定について、序例と五禮儀註部の體裁が異なるため、以下ではそれぞれ見ていきたい。

1、序例の皇帝冠服規定

『開元禮』序例下・衣服には、大裘冕・袞冕・鷩冕・毳冕・繡冕・玄冕・通天冠・武弁・弁服・黑介幘・白紗帽・平巾幘及び翼善冠を含む十三種類の皇帝冠服につき、それぞれの構成要素や用途などに關わる規定が記されている。後掲の通天冠に關わる規定（史料⑮）は、その一例である。

これらの規定と令の規定との關係を解明することは、禮令關係に對する『開元禮』修禮官の態度を窺い知る一重要な着手點である。兩者の關係について、仁井田陞は『唐令拾遺』において『開元禮』序例の規定を基礎に、皇帝冠服に關わる衣服令規定を復原し、兩者の關連性を認めている⁽²⁵⁾。また最近では、呉麗娛は『開元禮』序例の衣服關連規定（皇帝冠服の規定も含む）が正しく開元衣服令に基づくものであると指摘した⁽²⁶⁾。筆者もこの指摘に賛成の意を表したい。

禮典綱領たるべき「序例」の規定を記すにあたって、令の規定に基づいて行ったという行為自体からは、禮規定を令規定と強く關連させるという『開元禮』修禮官の意圖が窺える。それは、前

の『顯慶禮』修禮官の意圖と共通しているようにも見える。しかし、皇帝冠服に関わる『開元禮』の規定は、全てが令の規定と一致しているものではない。この点については、冠服の使用に関わる、序例規定と五禮儀註部規定との異同に対する検討を通じて、次節で見していきたい。

2、五禮儀註部の規定

五禮儀註部に見える皇帝冠服の使用状況を儀禮ごとにまとめると、【表一】のようになる。それを序例に見える皇帝冠服の用途に関わる諸規定を表にした【表二】と合わせて見ると、特に注意すべき点は以下の三点である。

第一に、【表二】からわかるように、衣服令に基づく序例規定は、皇帝が儀禮の種類別に異なる冠服を着用することを特徴とする。これに對し、五禮儀註部では、皇帝は一つの儀禮において儀式的進行に伴い、冠服を何回も着替える。つまり一つの儀禮では、皇帝の着用する冠服が必ずしも一種類とは限らず、複数の冠服が儀禮の各段階に應じて使用されるのが通例である。冬至祀圜丘の禮を例として見てみると、序例では皇帝が圜丘祭祀を含む祭天儀禮に出御する際、大裘冕のみを着用すべきと規定するが、五禮儀註部の規定では大裘冕のほか、袞冕・通天冠などの冠服も使用されるとある（【表一】NO.1）。

第二に、皇帝の着用する通天冠について、序例には、以下のようにある。即ち、

⑮通天冠、加金博山、附蟬十二首、施珠翠、黑介幘、髮纓翠綬、玉若犀簪導。絳紗褱、白紗中單、白裙襦、絳紗蔽膝、白假帶、方心曲領。其革帶・劍・佩・綬與上同。白韞黑舄。

通天冠、金博山に加え、蟬十二首を附し、珠翠を施し、黑介幘、髮纓翠綬、玉若犀簪導。絳紗褱、白紗中單、白裙襦、絳紗蔽膝、白假帶、方心曲領。其の革帶・劍・佩・綬は上と同じ。白韞黑舄。

とある。通天冠の構成要素のうち、袍に相當する要素は絳紗褱（袍）しか見えない。つまり、通天冠とセットで着用する法定袍は、絳紗袍のみである。これに對して、五禮儀註部では（【表一】

【表二】『開元禮』序例に見える皇帝冠服の用途

冠服	用途
大裘冕	祀天神地祇
袞冕	享廟・謁廟及廟遣上將・征還・飲至・踐祚・加元服・納后・若元日受朝及臨軒册拜王公
鷩冕	有事遠主
毳冕	祭海・嶽
繡冕	社稷・先農
玄冕	蜡祭百神・朝日・夕月
通天冠	諸祭還及冬至受朝・元會・冬會
武弁	講武出征・四時蒐狩・大射・禡・類・宜社・賞祖・罰社・纂嚴
弁服	朔日受朝
黑介幘	拜陵
白紗帽	視朝聽訟及宴見賓客
平巾幘	乘馬
翼善冠	未記

【表一】『開元禮』五禮儀註部に見える皇帝の服の使用

NO	吉禮	齋戒	鑾駕出宮	奠玉帛—進熟	鑾駕還宮	卷
1	皇帝冬至祀圜丘	袞冕	袞冕	大裘冕	通天冠	4
2	皇帝正月上辛圜丘祈穀	通天冠	袞冕	袞冕	通天冠	6
3	皇帝孟夏圜丘雩祀	袞冕	袞冕	袞冕	通天冠	8
4	皇帝季秋明堂大享	通天冠	袞冕	大裘冕	通天冠	10
5	皇帝立春東郊祀青帝	袞冕	袞冕	大裘冕	通天冠	12
6	皇帝立夏南郊祀赤帝	袞冕	袞冕	袞冕	通天冠	14
7	皇帝季夏南郊祀黃帝	袞冕	袞冕	袞冕	通天冠	16
8	皇帝立秋西郊祀白帝	袞冕	袞冕	大裘冕	通天冠	18
9	皇帝立冬北郊祀黑帝	袞冕	袞冕	大裘冕	通天冠	20
10	皇帝臘日南郊蜡百神	袞冕	袞冕	玄冕	通天冠	22
11	皇帝春分東郊朝日	不明	袞冕	玄冕	通天冠	24
12	皇帝秋分西郊夕月	不明	袞冕	玄冕	通天冠	26
13	皇帝夏至祭方丘后土同	袞冕	袞冕	袞冕	通天冠	29
14	皇帝孟冬北郊祭神州	袞冕	袞冕	大裘冕	通天冠	31
15	皇帝仲春上戊祭大社	袞冕	袞冕	絺冕	通天冠	33
16	皇帝仲秋上戊祭大社	袞冕	袞冕	絺冕	通天冠	
17	皇帝時享於太廟	齋戒	鑾駕出宮	晨裸—饋食—祭七祀等	鑾駕還宮	37
		通天冠	袞冕	不明	通天冠	
18	皇帝祫享於太廟	通天冠	袞冕	不明	通天冠	39
19	皇帝禘享於太廟	通天冠	袞冕	不明	通天冠	41
20	皇帝拜五陵	儀式過程				45
		素服				
21	皇帝孟春吉亥享先農耕籍	齋戒	鑾駕出宮	饋享耕籍	鑾駕還宮	46
		通天冠	齋服	袞冕	通天冠	
22	皇帝視學	儀式過程				52
		不明				
23	皇帝巡狩告於圜丘	齋戒	鑾駕出宮	親告	鑾駕還宮	56
		袞冕	袞冕	大裘冕	通天冠	
24	皇帝巡狩告於太社	齋戒	鑾駕出宮	薦玉帛—進熟	鑾駕還宮	58
		不明	袞冕	不明	通天冠	
25	皇帝巡狩告於太廟	齋戒	鑾駕出宮	晨裸—饋食	鑾駕還宮	60
		不明	袞冕	不明	通天冠	
26	皇帝巡狩	鑾駕出宮	燔柴告至	鑾駕還行宮	肆覲東后	62
		不明	袞冕	通天冠	袞冕	
27	皇帝封祀於泰山	齋戒	鑾駕上山	奠玉帛—進熟—燔燎等	鑾駕還宮	63
		袞冕	袞冕	大裘冕	通天冠	
28	皇帝禪於社首山	齋戒	鑾駕出宮	奠玉帛等	鑾駕還宮	64
		袞冕	袞冕	不明	通天冠	
29	賓禮	儀式過程				79
	蕃主奉見—皇帝受蕃使表	通天冠				

NO	吉禮	齋戒	鑾駕出宮	奠玉帛—進熟		鑾駕還宮	卷
30	皇帝宴蕃國主、蕃國使	通天冠					80
31	軍禮	纂嚴	齋戒	鑾駕出宮	奠玉帛等	鑾駕還宮	81
	皇帝親征類於上帝	武弁	不明	武弁	不明	通天冠	
32	皇帝親征宜於大社	齋戒	鑾駕出宮	奠玉帛—進熟		鑾駕還宮	82
		不明	武弁	不明		通天冠	
33	皇帝親征告於太廟	齋戒	鑾駕出宮	晨裸等	鑾駕還宮	解嚴	83
		不明	武弁	不明	武弁	通天冠	
34	皇帝親征禡於所征之地	儀式過程					84
		武弁					
35	皇帝講武、田狩	不明					85
36	皇帝射（觀射）於射宮	武弁					86
37	合朔伐鼓	素服					90
38	嘉禮	臨軒行事		謁見太后	親謁太廟	會群臣等	91/92
	皇帝加元服	空頂黑介幘→袞冕		通天冠	袞冕	袞冕	
39	皇帝納后	臨軒命使		册后	命使奉迎—同牢等		93/94
		袞冕		袞冕	袞冕→通天冠		
40	皇帝元正冬至受太子朝賀	儀式過程					95
		袞冕					
41	帝元正冬至受太子妃朝賀	不明					96
42	皇帝千秋節受群臣朝賀	通天冠					97
43	皇帝元正冬至受群臣朝賀	受朝賀			會		
		袞冕（冬至則通天冠）			通天冠或翼善冠		
44	皇帝於明堂讀五時令（孟仲季的春夏秋冬）	鑾駕出宮			讀令—鑾駕還宮		99/100 101/102
		通天冠（春青紗袍・夏絳紗・季夏土王黃紗・秋白紗・冬黑紗）			通天冠		
45	皇帝於太極殿讀五時令	儀式過程					103
		通天冠（翼善冠を着用する情況も想定される）					
46	皇帝養老於太學	鑾駕出宮	養老			鑾駕還宮	104
		通天冠	通天冠			通天冠	
47	皇帝臨軒册命皇后	臨軒命使（册命、實贊）			皇帝會群臣		105
		袞冕			袞冕		
48	皇帝臨軒册皇太子	袞冕			袞冕		106
49	皇帝內册皇太子	袞冕			袞冕		107
50	皇帝臨軒册命諸王大臣	儀式過程					108
		通天冠（册三師三公親王則服袞冕）					
51	皇帝朔日受朝	弁服（翼善冠を着用する情況も想定される）					109
52	朝集使引見	通天冠					
53	皇太子加元服	臨軒命使（册命）實贊			皇帝會群臣		110
		通天冠			袞冕		
54	皇太子納妃	臨軒命使	臨軒醺戒	妃朝見	帝會群臣		111
		袞冕	通天冠	通天冠	袞冕		

NO	吉禮	齋戒	鑾駕出宮	奠玉帛—進熟	鑾駕還宮	卷
55	公主降嫁	冊公主				116
		通天冠				

NO.44 皇帝於明堂讀五時令)、通天冠と組み合わせで着用する袍として、絳紗袍の他に、青紗袍・黄紗袍・白紗袍および黒紗袍が挙げられている。五禮儀註部では、序例に見えない皇帝冠服の構成が見えるのである。

第三に、さらに大きな違いとして、序例には、鶩冕と毳冕は一種類の皇帝冠服としているが、五禮儀註部では、皇帝が二つの冕服を着用する形跡が全く見えないことである。【表二】によれば、序例では、鶩冕と毳冕は皇帝が遠主および海・嶽を自ら祭る際に使用される冠服と規定されているが、五禮儀註部では、これらの祭祀に關わる皇帝親祭の儀註ですら設けられていない（そのうち、嶽・鎮・海・瀆の祭祀に關わる儀註は有司攝事の儀註のみあり、卷35・卷36）。

『開元禮』の修禮官は令の規定を禮典の綱領である序例に示し、禮規定と令規定を強く關連させようとしている。但し、以上の考察から、皇帝の冠服については、冠服の種類や構成および用途などの點で、令に基づく『開元禮』序例の規定と五禮儀註部の規定との間に大きな異同が見られる。つまり、皇帝冠服の使用に關わる令規定と禮規定との一致は、結果として實現されなかったのである。

おわりに

本稿では、唐代前期の皇帝冠服について、令の規定と使用實態及び禮典の關連規定との關係を中心に検討してきた。得られた考察結果は以下のごとくである。

唐初に制定された武德衣服令は、皇帝が着用する十二種類の冠服についても規定していた。武德衣服令が制定された後、翼善冠などの冠服が新しく設置されたが、廢止された冠服の数も多く、少なくとも鶩冕・毳冕・繡冕・玄冕・白帓・大裘冕・翼善冠および弁服などは、相次いで使用されなくなり、現實に使用される皇帝冠服は、令の規定とは大きく變化した。但し、使用されなくなった皇帝冠服に關わる令の規定は削除されなかった場合もある。現實の皇帝冠服は、必ずしも令規定の通りではなく、規定と現實は乖離するようになり、その傾向は深刻化していった。

しかし、皇帝冠服に關わる令の規定が全く無視されていたわけではない。令と禮典の規定について見ると、皇帝冠服の使用について、『貞觀禮』の規定は令規定と完全に一致するのではなく、異同も存した。このことを重要視した『顯慶禮』の修禮官は禮典編纂の過程で禮と令の規定を一致させようと企圖した。續く『開元禮』編纂の際にも、修禮官は、令規定を禮典の綱領たるべき「序例」に導入し、禮と令の規定を強く關連づけようとした。しかし、令に基づく『開元禮』序例の規定には、五禮儀註部の規定と大きく異なる點が見られ、また、禮典の内部においてすら、序例と五禮儀註部規定の間で一致しない點が存在した。

注

- (1) 吳麗娛『『通典・開元禮纂類』衣服篇“令云”的來源與『開元禮』校勘』、『中華文史論叢』2023年第3期、29頁。
- (2) 中でも、特に關心が寄せられたのは、冕服と常服についてである。冕服について、林巳奈夫は、皇帝冕服の紋様（いわゆる十二章）の由來について考察を加え、紋様の身分標識機能にも言及している（林巳奈夫「天子の衣裳の「十二章」」、『史林』52-5、1969年）。王宇清や崔圭順らは時系列に皇帝冕服の展開過程を概観し、唐代皇帝冕服の特質にも觸れている（王宇清『冕服章之研究』、中華叢書編審委員會、1966年、崔圭順『中國歷代帝王冕服的研究』、東華大學出版社、2007年、90～92頁）。閻步克は、唐代冕服の展開過程を當時の禮制改革に關連させ、「復古」と「尊君」の理念が皇帝冕服の改制に直に影響をおよぼしたことを指摘している（閻步克『服周之冕——〈周禮〉六冕禮制的興衰變異』、中華書局、2009年、336～347頁）。常服については、唐代前期の常服制の展開を整理した上で、服色による身分標識を常服の特徴とする仲田利恵子の論考はその代表的なものである（仲田利恵子「唐代前半期の衣服制度について」、『お茶の水史學』30、1986年、33～36頁）。
- (3) 仁井田陞『唐令拾遺』、東京大學出版會、1964年覆刻版（初版1933年）、391～410頁。
- (4) 仁井田陞著、池田溫編集代表『唐令拾遺補』、東京大學出版會、1997年、626～631頁。
- (5) 原田淑人『唐代の服飾』、東洋文庫、1970年（初版1920年）、19～34頁。
- (6) 杉本正年『東洋服裝史論考（中世編）』、文化出版局、1984年、125～133頁。
- (7) 周錫保『中國古代服飾史』、中國戲劇出版社、1984年、174～175頁。ただ、本書はあくまで中國古代服飾に關わる概説書であるため、皇帝冠服についての言及も概観に止まる。服飾に關わる概説書はほかにもあり、ここでは、袁傑英編著『中國歷代服飾史』（高等教育出版社、1994年）、黃能馥・陳娟娟『中國服飾史』（上海人民出版社、2014年）などがあげられる。
- (8) 孫機「兩唐書輿（車）服志校釋稿」（『中國古典服飾論叢』文物出版社、2001年、初版1993年）383～409頁。
- (9) 本文でふれた論考のほか、例えば日本の天皇衣服の繼受對象や、文獻ではなく、繪卷・壁畫等の圖像史料に見える皇帝冠服などの視點から、唐代皇帝冠服に検討を加える論考もあり、前者は大津透「天皇の服と律令・禮の繼受」（『古代の天皇制』岩波書店、1999年、141～176頁）を代表とし、後者は沈從文『中國古代服飾研究』（香港商務印書館、1981年）を先驅的研究とする。これらの検討は、本稿議論の主旨と直に關連しないため、ここでは詳細にふれない。
- (10) 前掲註（3）仁井田書、392頁。
- (11) 『大唐六典』卷11 尚衣局條には、「尚衣奉御掌供天子衣服、詳其制度、辨其名數、而供其進御」とある。
- (12) 『新唐書』卷100 閻立德傳。
- (13) 『舊唐書』卷2 太宗本紀、『資治通鑑』卷189、高祖武德四年七月條。
- (14) 大裘冕から衮冕に改める提議の經學背景について、前掲註（2）閻步克書（358-366頁）および高明士「祀天之禮：帝服大裘冕到衮冕之演變」（『中國中古禮律綜論續編：禮教與法制』第六章、元照出版公司、2020年、191-197頁）を參照。
- (15) 武則天が萬歲登封元年（696）に嵩山に封禪する際、李嶠が撰した「大周降禪碑」には、「壬午、柴燎祀昊天上帝於南嶽、顯祖立極文穆皇帝・太祖無上孝明高皇帝侑神作主。天子戴圓冕、披大裘、登三垓、植四邸」（『文苑英華』卷844）とあり、また、徐彦伯が景龍三年（709）、中宗南郊親祭の時に作る「南郊賦」には、「皇帝乃彰畫黻、襲大裘、端玉珽、肅珠旒、翼翼穆穆、遂臻於圓丘」（『文苑英華』卷54）とある。
- (16) 前掲註（2）閻步克書、10-11頁。

- (17) 前掲註 (2) 閻步克書、360 頁、前掲註 (1) 吳麗娛論文、16-18 頁。
- (18) 前掲註 (8) 孫機書、408 頁。
- (19) 『唐會要』卷 31 輿服上には、「(翼善冠) 至開元十七年、廢不行用」とあり、また、『新唐書』卷 24 車服志には、「玄宗謁五陵、初用素服、朔望朝顙用常服。弁服・翼善冠皆廢」とある。
- (20) 『舊唐書』卷 21 禮儀一に、開元十四年、『開元禮』が編纂される際、右丞相の張説が奉った奏議では、「今之五禮儀註、貞觀、顯慶兩度所修、前後頗有不同」とある。この記事によれば、唐代前期における儀註の編纂について、江川式部「唐前半期における儀註編纂について」(『金子修一古稀記念論文集－東アジアにおける皇帝権力と國際秩序』汲古書院、2020 年、293～329 頁) 参照。
- (21) 主に『唐會要』卷 37 五禮篇目、『舊唐書』卷 65 長孫無忌傳・卷 78 于志寧傳・卷 82 許敬宗傳など参照。
- (22) 『顯慶禮』の編纂について、『唐會要』卷 37 五禮篇目に、「永徽二年、議者以貞觀禮未備、又詔太尉長孫無忌・(中略) 太子賓客許敬宗・(中略) 等重加緝定、勒成一百三十卷、二百二十九篇。至顯慶三年正月五日奏上之、高宗自爲之序、詔中外頒行焉」とある。
- (23) 中國において『顯慶禮』の編纂に関わる研究は近年増加傾向にある。中でも『顯慶禮』編纂と律令規定との関係について研究する論考として、史睿「〈顯慶禮〉所見唐代禮典與法典的關係」(高田時雄主編『唐代宗教文化與制度』、京都大學人文科學研究所、2007 年、115-132 頁) が挙げられる。しかし、史睿論考は全體像の把握を重心におき、『顯慶禮』編纂と皇帝冠服との関係などについては特に詳論していない。
- (24) 『唐會要』卷 37 五禮篇目には、「永徽二年、議者以貞觀禮未備、又詔太尉長孫無忌・(中略) 等重加緝定、勒成一百三十卷、二百二十九篇」とある。
- (25) 前掲註 (3) 仁井田書、391～410 頁。
- (26) 前掲註 (1) 吳麗娛論文、24 頁。